平成２２年（フ）第６０号
福島市森合字的場９番地の76
債務者　大池　嘉章
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
福島市森合字南上古屋17番地の５
債務者　安齋　健治
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
茨城県つくば市松代３丁目６番地13　ニューマリッチ中山301号
債務者　軍司　尚道
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３号
茨城県つくば市赤塚408番地１　ＮＯＶＡ赤塚Ｉ棟201号
債務者　籠橋　　理
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県土浦市上高津新町11番24号
債務者　原田　　譲
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
茨城県土浦市上高津新町11番24号
債務者　原田ちひろ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３号
茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木25番地129
債務者　播磨　厚子（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０号
茨城県土浦市都和３丁目１番10号　市営都和住宅25号室、住民票上の住所茨城県土浦市菅谷町1172番地２
債務者　齊藤　一明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
千葉県茂原市茂原123番地１　サンパレス茂原110号室
債務者　近田　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
千葉県木更津市高柳2114番地２
債務者　鈴木　孝明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６２号
千葉県木更津市大久保407番地５
債務者　三島　理絵
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６７号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目８番地４　さそうアパートＡ号
債務者　渡邉　繁夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６８号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目８番地４　さそうアパートＡ棟
債務者　小林　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７２号
金沢市三十苅町丁170番地　県営住宅１棟２号、従前の住所石川県石川郡野々市町字位川213番地
債務者　茶谷　良仁
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
山梨県甲州市塩山上於曽1971番地３
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
山梨県甲州市塩山上於曽1971番地３
債務者　石川　照美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
山梨県甲州市塩山上於曽1971番地３
債務者　石川　隆人
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
山梨県甲府市西下条町143番地１
債務者　桑原　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係